

都道府県における立入検査・指導等の実施状況

環境省から、令和4年度におけるフロン排出抑制法の施行状況調査結果が公表されました。この中から、都道府県が実施した立入検査の状況について紹介します。

①立入検査件数

立入検査は、当初、主に第一種フロン類充填回収業者を対象に実施されていましたが、平成27年4月1日施行のフロン排出抑制法により、第一種特定製品管理者が対象に追加され、さらに令和2年4月1日施行の改正法により、特定解体工事元請業者及び第一種特定製品引取等実施者が対象に追加されました。

令和4年度の立入検査件数は全国で3,901件で、対象の内訳は、第一種特定製品管理者が1,081件、第一種フロン類充填回収業者が1,160件、特定解体工事元請業者が1,536件、第一種特定製品引取等実施者が59件、その他が65件となっています。

立入検査実施状況の推移をみると、平成26年度以降、増加傾向にあります。



全国の立入検査の実施状況の推移 (出典:環境省HP)

②法に基づく指導・助言

令和4年度の法に基づく指導・助言は全国で592件で、対象の内訳は、第一種特定製品管理者が196件、第一種フロン類充填回収業者が159件、特定解体工事元請業者が222件、第一種特定製品引取等実施者が5件、その他が10件となっています。

令和4年度に実施された法に基づく立入検査及び指導・助言件数

	立入検査(件)		指導・助言(件)	
	全国	兵庫県	全国	兵庫県
第一種特定製品管理者	1,081	48	196	27
第一種フロン類充填回収業者	1,160	36	159	28
特定解体工事元請業者(事務所)	83	0	4	0
特定解体工事元請業者(解体現場)	1,453	5	218	0
第一種特定製品引取等実施者	59	0	5	0

兵庫県フロン回収・処理推進協議会の令和5年度の取組

○第一種フロン類（業務用冷凍空調機器）回収・処理技術講習会

フロン排出抑制法等のフロン類回収・処理に係る規制内容の周知徹底を図るとともに、フロン類回収・処理技術の向上、管理の適正化を目的として、会員を対象とした技術講習会を感染防止対策を実施した上で、開催しました。

講習会では、2日間で62名の会員の方にご参加いただきました。「昨年受講したが、本年も勉強のために参加した」という方もいらっしゃいました。どうもありがとうございました。

〔講習内容〕

- フロン排出抑制法について
- フロン類と高圧ガス保安法について
- フロン類の回収・処理技術について
- 漏えい防止と漏えい点検・修理の基礎知識について
- 回収・点検に係る実機講習
(回収機器、漏えい点検機器等の展示・紹介)

本講習会の受講修了者につきましては、兵庫県において、フロン排出抑制法施行規則第40条第2号で定める回収を行える「十分な知見を有する者」に該当する者として受講修了証を発行しています。



	日 時	場 所
神戸会場	令和5年12月19日(火) 午前10時30分から午後4時まで	三宮国際ビル 住所: 神戸市中央区浜辺通2-1-30
姫路会場	令和5年12月20日(水) 午前10時30分から午後4時まで	姫路労働会館 住所: 姫路市北条1-98

会員の皆さまへのお知らせ

○第一種フロン類充填回収業の登録の有効期限

第一種フロン類充填回収業者登録の有効期限は5年間です。更新手続きはお済みでしょうか。お手元の登録通知書をご確認いただき、登録満了日までに登録更新の申請をお願いします。なお、更新申請は登録満了日の3ヶ月前から受付しています。申請手続きの詳細については、兵庫県のホームページをご覧ください。

トライアングル 第71号

県民・事業者・行政が一体となって

【発行・問い合わせ先】

兵庫県フロン回収・処理推進協議会
〒650-8567
神戸市中央区下山手通5-10-1（兵庫県水大気課内）
TEL. 078-362-3285 / FAX. 078-362-3966
URL. <http://www.hardoc.org>



兵庫県マスコットはばタン